

令和4年度第2回青森県公共事業再評価等審議委員会

日 時 令和4年10月24日（月）13：30～15：35

場 所 ウェディングプラザアラスカ地下1階「サファイア」

（司会）

本日の司会進行を務めさせていただきます企画調整課長の後村でございます。よろしくお願いいたします。

会議の前に事務局から資料の確認をさせていただきます。

（事務局）

本日お配りする資料の確認をさせていただきます。

まず、1枚目が「次第」でございます。2枚目は委員の皆様の「名簿」、3枚目は「席図」、4枚目は「配布資料一覧」でございます。

本日の配付資料は、

資料1「令和4年度青森県公共事業再評価審議委員会年間スケジュール」

資料2「令和4年度公共事業再評価に関する意見書（案）」

資料3「令和4年度公共事業事後評価対象事業に関する質問事項及び回答」

資料4「令和4年度公共事業事後評価に関する意見書（案）」です。

最後に、既に送付済みの資料の差替として、「配布資料一覧」の「差替資料」の欄にあります資料について、該当ページに「差替」と表示したものをお配りしております。

差替資料につきましては、議事の中で、その内容等を担当課から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

（司会）

それでは、ただ今から、令和4年度第2回青森県公共事業再評価等審議委員会を開会いたします。

開会に当たりまして、企画政策部次長の美濃谷より、御挨拶を申し上げます。

（美濃谷次長）

本日は、御多忙の中、当委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様には、県行政の推進に当たり、平素から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般開催した今年度の第1回委員会につきましては、委員の皆様には、限られた時間の中で、再評価対象事業について御審議いただきましたことに、改めて御礼申し上げます。

さて、近年、甚大な被害をもたらす自然災害が全国で多発しています。

本県でも、県内初となる線状降水帯の発生が今年8月に確認され、以降の記録的な豪雨と断続的な降雨が続いたことにより、県内全域、特に津軽地方を中心に、河川、道路、鉄道、農作物、住居や事業所などに大きな被害が生じたところです。

こうした状況を踏まえると、県民が安全に安心して暮らせる「災害に強い青森県づくり」を進め、県内各地域の更なる発展を遂げていくためには、今後も着実に公共事業を実施し、社会資本の整備を推進していくことが必要と考えております。

一方、限りのある予算の中で公共事業を実施していくためには、「選択と重点化」及び「財源の有効活用」に努めるのは勿論のこと、県民の皆様から十分な御理解を頂けるよう、委員の皆様から御意見をいただきながら公共事業再評価及び事後評価を厳格に実施するとともに、その検証過程を広く積極的に公開して、県民の皆様への説明責任を果たしていくことが何よりも重要と認識しております。

本日は、長時間の会議になりますが、公共事業の実施過程における客観性、透明性の向上及び効率的執行の確保に向けて、御審議いただきますようお願い申し上げまして、御挨拶いたします。

(司会)

本委員会の会議は、青森県公共事業再評価等審議委員会運営要領第2第2項の規定により、委員の半数以上の出席が必要となりますが、本日は10名中5名の御出席をいただいておりますので、会議が成立しますことを御報告いたします。

議長につきましては、同じく委員会設置要綱第6第2項の規定により、委員長が務めることとされております。

それでは、大橋委員長、議事の進行をよろしく願いいたします。

(大橋委員長)

議事に入る前に何点か確認させていただきます。

まず、本委員会の基本的な事項についてです。

会議は、委員会運営要領第3に基づき公開といたします。

審議内容は、資料とともに事務局の企画調整課で公表・縦覧いたします。

議事録の公表にあたっては、各委員の了解を得て行うことといたします。

委員会終了後の報道機関等の取材対応は、委員長に御一任くださるようお願いいたします。

以上、委員の皆様のお協力をお願いいたします。

それでは、次に委員会の年間スケジュールについて確認いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

事務局から、座ったまま失礼いたします。

先ほど、皆様にお配りしました資料1を御覧ください。こちらがスケジュールになってございます。

第1回委員会につきましては、7月5日に開催しまして、本委員会の委員長の選任、委員長職務代理者の指名、再評価に関する審議として県の対応方針案につきまして御審議いただきました。

現地調査につきましては、本年度は実施しないということで決定していただきました。

今回が第2回の委員会になります。

今回の委員会では、再評価に関する意見書のとりまとめ。事後評価につきましては、事後評価結果の各部からの説明及び内容の審議、事後評価に関する意見書のとりまとめ、最後に令和5年度事後評価対象事業の選定になります。

今回の委員会が終わりますして、11月18日に知事への意見書提出が予定されております。こちらは、大橋委員長、高瀬委員長職務代理者のお二人に知事に意見書を提出していただく予定になっております。

事務局からの説明は以上になります。

(大橋委員長)

ありがとうございます。

ただ今の事務局からの説明について、皆様から御質問等ございませんでしょうか。

それでは、続きまして、本日の審議の進め方を確認させていただきます。

本日の議事は、次第のとおり4項目です。

- (1) 再評価に関する意見書とりまとめ
- (2) 事後評価結果の説明及び審議
- (3) 事後評価に関する意見書とりまとめ
- (4) 令和5年度事後評価対象事業の選定

でございます。

議事(1)につきましては、先般開催した第1回委員会において、委員会意見は、対象となる12事業全てを県の対応方針案どおり継続とし、また、附帯意見はなしとすることで議決していますけれども、それを踏まえた再評価に関する意見書のとりまとめを行います。

続きまして、議事(2)事後評価結果の説明及び審議を行います。

昨年度の当委員会において選定いたしました3事業について、担当課から、評価結果について説明していただいた後、評価結果の妥当性等について審議いたします。

その後、議事(3)になりますけれども、県が行った事後評価の結果について、委員会としてのどのように考えるかを整理して、再評価と同様、知事に提出する意見書のとりまとめを行います。

最後に議事（４）令和５年度事後評価対象事業の選定を行います。

それでは、議事（１）再評価に関する意見書とりまとめに入ります。資料２の「意見書（案）」を御覧ください。

１枚目が「意見書の表紙」となります。

２枚目が「目次」になっています。

３枚目、１ページが「今年度審議した１２事業に対する委員会意見の一覧」となっております。

最後に２ページ目に「委員名簿」と「今年度の審議計経過」を記載しています。

３枚目、１ページの「委員会意見」を御覧ください。

先ほど申し上げたとおり、委員会の意見については、書面会議による第１回委員会において、対象となる１２事業全てを「県の対応方針（案）」のとおり『継続』として議決していました。

また、各事業に対する附帯意見はありませんでしたが、そのとおりでよろしいでしょうか。委員の皆様、よろしいでしょうか。

それでは、原案のとおり、再評価に関する意見書を決定したいと思います。

後日、委員の皆様にも最終形の意見書をお送りし、確認いただいた上で、私と委員長職務代理者の高瀬委員から知事へ意見書を提出したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、議事（２）「事後評価結果の審議」を行います。

審議に入る前に事務局から事後評価全般についての説明をお願いいたします。

（事務局）

事務局から説明いたします。

事後評価全般についてでございます。

事後評価につきましては、公共事業の完了後、５年目の事業を対象として、今年度は平成２９年度に終了した事業になりますが、事業の効果、環境への影響等を確認し、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、結果を同種事業の計画・調査の在り方や事業評価の手法の見直し等に反映するために実施するものです。

これまでの委員会において、事後評価については、従来の費用対効果分析、Ｂ／Ｃだけではなく、「費用ではなく、むしろ期待された便益が得られたか」、「金銭価値化できないものを含め、総合的にどのように評価していくか」が重要であるとの御意見をいただいております。

このため、平成３０年度の平成３１年２月１４日に全般的な評価手法の見直しについて検討するために設置している「青森県公共事業評価システム検討委員会」を開催して、事後評価の導入の経緯や目的、これまでの実施状況、課題等を踏まえた当面の対応案について御了承いただいたところであります。

具体的には、昨年度に引き続きまして、次に申し上げる事項について留意した上で事後評価の調書を作成したものです。

1つとして、「公共事業評価の実施時期における事業費の増減理由」や「B/Cの算定項目ごとの増減額、増減理由」など、委員の皆様からよくある質問、意見項目につきましては、あらかじめ調書の中に記載するなど、内容の充実・工夫を図りました。

2つとして、「事業効果の発現状況」については、金銭価値化できない効果、事業目的の達成度などを積極的に取り上げ、総合的な評価の検討に資するように工夫しました。

更に、写真につきましては、今回、あまりこういったことがないんですけども、関連する記載項目の欄の中にできるだけ記載して、記載内容をより分かりやすくするという工夫も行っています。

最後に4つ目としまして、次年度以降、同種事業の評価の際に参考となるような建設的なコメントを記載するなどの内容の充実を図りました。

以上のような観点から調書を作成しておりますが、本日の事後評価の審議において、更なる改善の必要性に関する御意見があった際には、来年度の調書作成作業の参考とさせていただきますと考えておりますので、御意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上になります。

(大橋委員長)

ありがとうございます。

それでは、昨年度の委員会で選定した3件の事業について、担当課から評価結果の説明をしていただいた後にその評価結果の妥当性等について審議を行います。

質疑応答は、事業ごとに行います。

なお、事前に各委員からいただいた御質問につきましては、担当課から説明時にお答えしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、個別事業の説明について、林政課からお願いいたします。

(林政課)

林政課です。

整理番号R4-1について御説明いたします。

資料3の南委員から御質問いただいた件につきましては、その該当する項目の時に説明いたします。

はじめに、1 事業概要です。

事業種別は、治山事業

事業名は、予防治山事業

箇所名は、新郷村の温泉沢です。

事業主体は、青森県です。管理主体は、青森県です。

事業方法は、交付金です。

財源・負担区分は、国が50%、県が50%です。

事業の背景・必要性は、平成23年9月の豪雨により林地崩壊が発生し、下部の水路及び温泉施設に土砂が流出したため、被災斜面を直接整備する山腹工を施工し、地域の安全・安心を確保するものです。

主な事業内容は、山腹工0.28haとなっています。

想定した事業効果は、金銭価値化が可能な効果として、「土砂流出防止」及び「土砂崩壊防止」による山地保全便益の効果としております。

事業の実施経過等は、事業着手及び工事着手が平成25年度、事業完了が平成29年度で、最終総事業費が1億1,300万円となっています。

特記事項として、事業箇所の際接斜面が降雨により拡大崩壊したことから、平成26年度に事業計画を変更し、事業区域と事業費の増並びに事業期間の延長を行っております。

ここで、南委員から御質問がありました、資料3の1枚目、問1に対する説明をさせていただきます。

1つ目の拡大崩壊した年ですが、平成26年8月の豪雨により、1工区が拡大崩壊し、2工区で新たな崩壊が発生しました。

2つ目の工区ごとの費用ですが、豪雨による拡大崩壊の結果、1工区の崩壊面積が増えて、2工区は新たに崩壊が発生しました。このため、事業面積は1工区が0.16ha、2工区が0.12haとなり、総事業費は1工区が6,200万円、2工区が3,800万円となりました。1ha当たりの費用は、1工区が3億8,800万円/ha、2工区が3億1,700万円/haとなっており、大きな差異は生じておりません。

事後評価調書に戻ります。

事後評価調書2ページ目をお開きください。

社会経済情勢等の変化ですが、近年、毎年のように全国各地で自然災害が頻発し、甚大な被害が発生しています。特に大雨被害が頻発していることから、多発する気象災害に対するインフラ施設の整備が急務となっています。

費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化は、事業計画変更に伴う施工面積の増加により、総費用、総便益とも増加しましたが、費用便益比率は事前評価時の2.33から、今回の事後評価においては1.02に減少しております。

事業効果の発現状況ですが、金銭価値化可能な効果は、山地保全便益の効果が1億2,300万円となっており、治山事業により山地の保全及び地域の安全を確保する事業目的がおおむね達成されています。

必要性に関するアンケート結果では、治山事業について、「必要であった」「おおむね必要であった」と回答した人の割合が88%となっています。

達成度に関するアンケート結果では、治山事業の事業目的について、「達成された」「おおむね達成された」と回答した人の割合が83%となっています。

しかし、その他の効果として、防災意識度に関するアンケート結果では、被災発生時に逃げるなどの対策について、「考えたことはない」「どちらとも言えない」と回答した人の割合が61%を占めており、防災意識の向上が大きな課題となっています。

事業により整備された施設の管理状況ですが、アンケート結果では、「適切」「おおむね適切」と回答した人の割合が63%となっており、「県が管理しているので適切、安心できる」という意見がありました。

本事業で整備した治山施設は、県が適切に維持管理を行っており、事業完了後5年経過しましたが、施設の損傷は生じていません。今後も定期的な点検を実施し、施設の機能維持に努めていきます。

次のページを御覧ください。

事業実施による環境の変化ですが、環境影響への配慮として、法枠工について枠内を植生基材で緑化するとともに、地域材の利用に積極的に取り組んで木製土留工を施工することにより、自然環境と景観に配慮しました。

事業完了後、土砂流出は発生しておらず、裸地化していた山腹斜面の植生を復元することができました。

環境変化に関するアンケート結果では、「良くなった」「やや良くなった」と回答した人の割合が67%で、「悪くなった」「やや悪くなった」と回答した人はいませんでした。

次に3のまとめです。

改善措置の必要性は、事業の改善点に関するアンケート結果では、「改善点がない」が26%で、「改善点がある」の3%を大きく上回りました。

しかし、事業の認知度は48%と半数以上の人認知しておらず、事業の理解が十分と認めない状況でした。

このため、治山事業の効果や効用をより理解してもらうため、地元説明会や広報紙等を活用して理解に努める必要があると考えています。

ここで、南委員から御質問がありました、資料3の1枚目、質問2に対する御説明をさせていただきます。

事業を実施した時の地元説明会についてですが、温泉沢の所有者等が新郷村と青森水源林整備事務所のため、直接、保全対象の新郷村温泉館の代表者かつ森林所有者である新郷村に対しては3回、土地権利者である青森水源林整備事務所に対しては2回説明しました。

説明の際には、特に異論はなく、早期復旧を求められました。

事後評価調書に戻ります。

再度の事後評価の必要性については、全体として事業目的は達成されているものと判断し、再度の事後評価は必要ないと考えています。

今後に向けた留意点ですが、同種事業の計画・調査の在り方については、治山事業による効果が十分発現しており、地域住民も効果を十分に認知していただいていることから、これまでと同様に事業計画を作成していきたいと考えています。

事業評価手法の見直しは、当該事業は、「林野公共事業における事前評価マニュアル」に基づき、費用及び便益を算出していることから、必要ないと考えています。

また、同種事業の内容・手法等の在り方については、アンケート結果では、「今後の治山事業実施への期待」に関する意見が多かった一方で、治山事業の認知度が低かったことから、同種事業の計画にあたっては、地域住民との意見交換や地元説明会を通して治山事業への理解や山地災害危険地区の周知を図ることにより、森林の県土保全機能を高める治山事業の認知度を高め、「災害に強い森づくり」を積極的に進めていく必要があると考えています。

次のページをお開きください。

今回実施したアンケート結果を4ページまで記載しています。

アンケートの対象は、新郷村西越地区の地域住民115世帯及び新郷温泉館の従業員12名を対象としており、回収率は約35%となっております。

詳細については、時間の関係から省略させていただきたいと思います。

5ページは、今回の費用対効果分析説明資料です。

ここで、南委員から御質問のありました資料3の1枚目、質問3に対する説明をさせていただきます。

便益の内訳ですが、山地保全便益が1億2,300万円のうち、土砂流出防止便益が1億800万円、土砂崩壊防止便益が1,500万円となっております。

事後評価調書に戻ります。

6ページと7ページが事後評価箇所の状況写真です。

6ページは、被災当時の状況、7ページは、現在の状況写真で、写真下の標準図にあります法枠工により、被災斜面の全面が緑化されております。

以上で説明を終わらせていただきます。

(大橋委員長)

ありがとうございました。

ただ今の説明について、委員の皆様から御意見、御質問等をいただきたいと思いますが、まず、事前質問をいただいている南委員、何か。

(南委員)

特にありません。

(大橋委員長)

よろしいでしょうか。

それでは、その他、委員の皆様から御意見、御質問等、ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、河川砂防課から御説明をお願いいたします。

(河川砂防課)

よろしく申し上げます。

河川砂防課河川海岸グループの笠井です。御説明させていただきます。

整理番号R 4-2、1ページ目を御覧ください。

事業種別は、河川事業です。

事業名、広域河川改修事業

箇所名は、むつ市の田名部川になります。

事業方法は、国庫補助及び交付金で国50%、県は50%の負担となっております。

事業の背景・必要性としましては、田名部川は、現況流下能力が低く、度々浸水被害が発生していたことから、おおむね50年に1回の確率で発生する規模の洪水を安全に流下させて、沿線の人家や田畑を浸水被害から守るため、本事業を実施しました。

主な事業内容は、築堤が19,715m、掘削が7,011m、護岸が16,833m、放水路トンネルが675mとなっております。

想定した事業効果、金銭価値化が可能な効果として、洪水氾濫による家屋や家庭用品、農作物等の被害防止効果を対象としております。

その他効果としましては、人命等の人的被害防止効果。

事業の実施経過、事業着手が昭和31年度、事業完了が平成29年度となっております。

公共事業評価の実施時期は、平成10年度、15年度、20年度、25年度の計4回。再評価の御審議をいただきまして、いずれも対応方針は継続、個別附帯意見はいただいております。

総事業費は、当初計画時102億8,000万円に対し、最終事業額は、最終実績額は143億7,500万円となっております。

総事業費は、実績に合わせて変更したものです。計画変更については、ございません。

特記事項としまして、再評価、事業採択後10年経過により、平成10年に実施をしました。

再評価実施後5年経過により、平成15、20、25年に実施をしております。

2ページ目を御覧ください。

社会経済情勢等の変化は、近年、気候変動の影響により、気象災害は激甚化、頻発化しており、青森県においても、昨年8月の下北地域における大雨や今年8月の津軽地方を中心とした大雨により、甚大な被害が発生しており、これら災害対策や河川の治水安全度向上が急務となっております。

一方、河川環境に対する地域住民の関心の高まりにより、自然環境や周辺環境と調和した川づくりが求められています。

事業効果発現状況、この項目は、事後評価アンケート結果から抜粋して掲載しております。必要度に関するアンケートでは、赤枠で囲んだ85%の方が「必要であった」「おおむね必

要であった」と回答しています。詳細は、事後アンケートの結果、問6にあります。

達成度、72%の方が「達成された」「おおむね達成された」と回答しております。詳細は、事後評価アンケート結果の問7にあります。

その他効果、54%の方が「効果があった」と回答し、その中に「浸水被害の不安がなくなった」「精神的安心感が大きい」という回答がありました。

詳細は、事後評価アンケート結果の問11にあります。

3ページ目を御覧ください。

改善措置の必要性、改善点に関するアンケートでは、10%の方が「改善点がある」と回答していますが、治水に関するものはほとんどなく、橋や通路の整備など、本来の事業目的、河川改修とは異なる交通に関するものが多かったです。

再度の事後評価の必要性

前ページの事業効果の発現状況で説明させていただいたとおり、事業目的は達成されていると判断できるため、再度の事後評価は必要ないと考えています。

今後に向けた留意点

同種事業の計画・調査の在り方については、治水事業による効果が十分発現しており、地域住民にも効果を認識いただいていることから、これまでと同様に事業計画を策定したいと思います。

事業評価の手法の見直し

本事業は、国土交通省による治水経済調査マニュアルに基づき、適切に便益費用を算出し評価できていることから、事業評価手法の見直しは必要ないと考えています。

同種事業の内容・手法の在り方

これまでと同様に住民説明会を開催し、住民の理解を得た上で事業を実施したいと思います。

次ページから、5枚ほど事後評価アンケート結果を掲載しております、6ページ目を御覧ください。

費用対効果の算定内容

費用対効果の算定根拠、先ほども説明いたしましたが、算定につきましては、「治水経済マニュアル」に基づき行いました。

算定の前提条件

評価基準年度は令和4年度、評価期間、整備期間に施設完成後の評価期間を加えた50年としております。

すみません、アンケート結果の1ページ目に戻っていただきまして、アンケートの対象、アンケートの対象は、事業実施河川に隣接する町会の構成世帯に配布させていただきました。

下の問2のところにあります図には、隣接する町会の区画割になってございます。

配布方法は、対象世帯へ郵送により配布をいたしまして、配付部数は1,000部、回収率が

33.9%となっております。

あとは、委員からの事前質問はございませんでしたので、説明は以上になります。

(大橋委員長)

ありがとうございました。

ただ今の説明について、委員の皆様から御意見、御質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、都市計画課から御説明をお願いいたします。

(都市計画課)

それでは、都市計画課より、整理番号R 4 - 3について説明いたします。

様式4の公共事業事後評価調書を御覧ください。

事業種別は、街路事業

事業名は、道路改築事業

箇所名は、3・4・3中央町金矢線、三沢市内における事業でございます。

事業主体は青森県、管理主体は三沢市です。

事業の背景・必要性については記載のとおり、簡単に申しますと、三沢駅前の県道に交通が集中し、慢性的な交通渋滞を引き起こしてきたこと。JRにより分断されている市街地を東西に連絡する道路が必要不可欠だったものでございます。

主な事業内容は、道路新設1,564m、幅員16m、うち跨線橋が408m、トンネル2箇所となっております。

想定した事業効果は、金銭的価値が可能なものとして、①走行時間の短縮効果など

その他の効果としては、①三沢駅周辺の渋滞緩和などとしております。

事業着手は平成5年度、用地着手は平成8年度、工事着手が平成15年度、事業完成は平成29年度です。事業着手から10年目となる、平成14年度の再評価において詳細審議となり、4つの附帯意見をいただいております。

附帯意見への対応については、最後に添付資料で説明いたします。

中段の総事業費については、前回、平成24年度再評価時の107億5,000万円に対し、最終実績で123億3,500万円、15億8,500万円の増加となっております。

増加理由は、橋梁及びトンネル工事については、前回再評価時以降に建設のピークとなり、工事発注における建設資材の単価の見直しなどにより事業費が増加した結果でございます。

次のページに移りまして、まず、社会経済情勢等の変化ですが、大きくは、平成22年の新幹線七戸十和田駅の開業と平成24年の十和田観光電鉄の廃線があげられます。

費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化としましては、コストについて、事業費の最終実績が前回再評価時に比べて増加しており、これはB/Cが下がる方向の要因となっております。

また、便益の方ですが、前回再評価時において推計した供用後のバイパス交通量、8,380台に比べ、バイパス供用後の実際の交通量が5,614台と少なかったことがB/Cが下がる要因となっております。

さて、事業効果の発現状況ですが、供用後のB/Cを算出すると、H24の前回評価時1.84に比べ、今回、事後評価では、1.46となりました。

下がった理由は、先ほど述べたとおりです。

具体的な交通量の変化では、後ほど、添付資料で詳しく説明しますが、三沢駅前と踏切を通り東側に抜ける市道等の交通量が大きく減少しました。交通量の変化からは、中央町金矢線に交通が転換したことで、三沢駅周辺の渋滞緩和に効果があったと推察しております。

その他効果については、アンケート調査の結果から、

- ①三沢駅周辺の渋滞緩和
- ②三沢市民病院へのアクセス向上
- ③上北道路へのアクセス向上
- ④物流の円滑化

のそれぞれで効果の発現が見られていると考えられます。

次に事業により整備された施設の管理状況についてですが、アンケート結果より、おおむね適正に管理されていると考えられます。

事業実施による環境の変化については、特に問題となるようなマイナス意見は見られませんでした。

まとめとしては、改善措置の必要性として、住民アンケートでは「改善の必要がない」が32%、「改善がある」は12%でした。

改善については、少数意見として、「通学生の暴風対策」や「白線が消えている」などがありますが、これらは整備を行った上北地域県民局、道路管理者である三沢市と情報を共有しアフターフォローに努めたいと思います。

再度の事後評価の必要性としましては、全体としては、事業目的は達成されているものと思われ、再度の事後評価の必要性はないと考えております。

今後に向けた留意点として、同種事業の計画・調査の在り方としまして、当該事業においては、事業の長期化が最大の反省点であり、今後の同種事業においては、関連するJRや河川管理者等との事前調整において、課題を十分に協議し、問題を解決した上で事業に着手することが重要であると思っております。

また、同種事業の内容・手法等の在り方については、当該事業においては、当初の橋梁形式が社会情勢の変化等により時代に合致しなくなり、橋梁形式の大幅な見直しを行って、橋梁工事に着手しました。見直しは大変ですが、同種事業についても、時代や社会のニーズに適した事業となるよう取り組む必要があると思っております。

事後評価調書については、以上です。

続けて、添付資料について、要点をかいつまんで説明して参ります。

1 ページ目、事後評価アンケート結果【住民用】を御覧ください。

結果については、次のページとなります 2 ページ目、一番下の問 7 から説明いたします。

この事業は必要であったか、の設問に「必要であった」が 52%、「おおむね必要であった」が 23%でした。

理由をみると、「利便性向上」、「アクセス向上」が最も多く、次いで「交通渋滞緩和」、「踏切を渡らなくて済む」との意見が多いものでした。

次のページの間 8、三沢駅周辺の渋滞緩和、問 9 の三沢市立病院へのアクセス、問 10 の上北自動車道へのアクセスについても、「効果があった」または「少し効果があった」との意見が多いものでした。

一番下の問 11、達成度についても「達成された」が 28%、「おおむね達成された」が 39%と高いものでした。

次のページの間 12、管理状況ですが、「適切」が 31%、「おおむね適切」が 33%

問 13 の環境変化が、「どちらとも言えない」が 57%と半数以上でしたが、おおむね良好な意見が多い結果でした。

問 14 の改善点については、「改善点がある」が 12%、「改善点はない」が 33%でした。

1 つ飛ばして、最後の問 16 の自由意見では、「周辺道路の整備をしてほしい」「工事期間が長い」などの意見がありました。

5 ページからの事業者アンケートについては、問 7 の物流の円滑化の結果だけ説明いたします。7 ページの中段を御覧ください。

物流の円滑化に「効果があった」が 33%、「少し効果があった」が 29%と、効果を感じている人が多い結果でした。

その他の説明は、おおむね住民アンケートと同じような傾向でした。

少し飛びまして 9 ページの交通量調査結果について説明します。

まず、中央町金矢線（リンク 7）、真ん中の青色の路線の供用後の交通量は 5,614 台であり、前回再評価時における推計交通量 8,380 台よりは少ないが、かなりの交通量がバイパスへ転換しました。

三沢駅周辺では、三沢駅前、これは「リンク 4」と書いているところです。踏切をとおり、東側へ抜ける市道（リンク 3）において、交通量が大きく減少しました。これらより中央町金矢線の供用は三沢駅周辺の慢性的な渋滞緩和に大きく寄与していることが伺えます。

次のページは、現場写真です。

10 ページの一番上の中段、三沢駅前の県道の写真、当時、朝夕のピーク時には高校生が道路を横断できないといった状態だったそうです。一番下の写真は、三沢駅西口から西側の三沢商業高校方面の写真です。三沢駅周辺は、窪地になっており、写真の西側へ向かう道路だけでなく、東側へ抜ける道路も急こう配、急カーブであり、冬期間に安全に通行できる東西連絡道路の整備が求められていました。

次の 11 ページは、当時、JR 横断のために渋滞していた市道の踏切です。踏切は 2 箇所

あり、当時、JRから跨線橋の新設に伴い踏切の除却、廃止を求められており、その調整が難航したことも事業が長期化した原因の1つでありました。

次の12ページは、供用前に撮影したバイパス全景でございます。

写真の真ん中ぐらいに当時の十和田観光電鉄の旧三沢駅舎が見えますが、今は新しい交通ターミナルになっております。

次の13ページの費用対効果分析説明資料ですが、これについては、南委員から事前質問をいただいております。

質問は、末尾の便益で交通量が減っています。しかし、便益項目(B)の(1)、走行時間短縮便益と(4)冬期便益の2つが増となっています。交通量が減ったのに何故この2つの項目が増となるのですか？でした。

これに対してお答えします。

(1) 走行時間短縮便益、(4) 冬期便益が増加する要因としては、バイパス供用による周辺道路の交通量の変化や旅行速度の向上など、様々なことが考えられますが、今回の便益の増加については、費用便益マニュアル改訂により、時間価値原単位が大きくなったことで、前回評価時に比べて便益が大きく出ていることが主たる原因であると分析しております。

このような回答となりました。

次のページに移りまして、最後に附帯意見に関する取組などを説明いたします。

附帯意見の1つ目は、橋梁建設にあたり、景観や耐久性に配慮することですが、取組としましては、当初計画では、エクストラードード橋としていたが、コスト縮減など、社会情勢の変化に合わせ、平成18年度に橋梁形式の見直しを行い、耐候性鋼材を用いた鋼少数桁橋に変更しております。

これら橋梁形式の見直しについては、平成19年度の再評価時に報告済みですので、詳しい説明は省略させていただきます。

次の附帯意見であります、周辺地域を含めた全国的な物流活性化のための事業である。今後の社会情勢の変化等に留意し、速やかに事業を進めること。ですが、このような附帯意見が出された背景には、平成14年度の詳細審議においては、三沢駅の渋滞解消のために多額の費用をかけての立体交差事業が果たして必要なのか、との意見もあった中で、都市における幹線街路の役割というものは、物流の円滑化を図るための全国的な道路網整備の一環であるという大きな視野でみた有用性を持って議論すべきとの結論となり、速やかに事業展開を図るよう、意見をいただいたものでございます。

これに対する取組としましては、再評価の翌年の平成15年度から東側の2号トンネルの工事に着手しております。橋梁部分については、当時、古間木川の河川改修工事に入っていたこと、平成18年度に橋梁形式の見直しを行ったことなどから、平成20年度からの工事着手となりました。

一部用地買収の難航箇所や筆界未定地の確定に不測の日数を要したこと、国から予算配分が厳しい社会情勢となったことから、事業期間が長期化し、平成29年3月の完成供用、

全線開通となりました。

最後の附帯意見であります、三沢市のまちづくりや活性化に配慮することですが、取組の3つ目の最後のところで説明しているように、中央町金矢線は、平成29年3月に供用開始したが、三沢市では、平成27年度から防衛省の交付金を活用して三沢駅の周辺整備を進めており、令和2年4月に交流センターや交流ターミナルが利用を開始したことで、かつて十和田観光電鉄の旧三沢駅舎があったエリア一体は、現代的な空間に生まれ変わっているとあったところであり、三沢市のまちづくりに繋がる事業であったと思っております。

以上で説明を終わります。

(大橋委員長)

ありがとうございました。

ただ今の説明について、委員の皆様から御意見、御質問等いただきたいと思っております。まず、事前質問をいただいていた南委員、何か追加で、よろしいでしょうか。

それでは、その他、何か委員の皆様から御意見、御質問等、ございませんでしょうか。

それでは、ちょっと1点だけ、本質的なところではないんですけども。事業評価調書の方で、3のまとめの今後に向けた留意点の中程の1行目ですね。関連するJRや河川管理等との事前調整という表現のところがありますけど、おそらくJRではなくて、青い森鉄道かなというふうに思いますので、他は、青い森鉄道と書いてあるところをJRという表現で今、御説明されておりましたので、そのあたり一度御確認いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

(都市計画課)

都市計画課です。説明できます。

これは、途中でJRから青い森鉄道に引き継がれたものですが、当初はJRとの協議がずつと進まなかったというのが、実際のところですよ。

(大橋委員長)

当初はJRとの協議で、実際に事業が実施されたのが青い森鉄道と。

(都市計画課)

そうです。

(大橋委員長)

表現を変えた方がいいかと。

(都市計画課)

分かりました。

(大橋委員長)

その他、委員の皆様から、何か御意見、御質問等ございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

それでは、以上で事後評価の審議が終了いたしました。

ここで、一旦休憩をとりたいと思います。

現在、14時18分ですので、10分程度、再開は14時28分から再開というふうにさせていただきます。

それでは、暫時休憩させていただきます。

それでは、審議を再開したいと思います。

それでは、議事(3)「事後評価に関する意見書とりまとめ」についてでございます。

それでは、資料4を御覧ください。

1枚目が意見書の表紙となります。

2枚目が目次となっております。

そして、3枚目と4枚目、ページ番号では1ページと2ページが、事後評価対象3事業の選定理由、県の評価結果の概要、個別事業に係る委員会意見となっております。

ここで、何か都市計画課の方から要件の修正等ございましたらお願いいたします。

(都市計画課)

都市計画課です。

2ページ目、3番の中央町金矢線ですが、今後に向けた留意点の中で、先ほどの委員長からの御指摘を考えれば、「JR」という言葉を「鉄道事業者」に改めさせてもらいたいと思います。「今後の同種事業においては、関連する鉄道事業者や河川管理者等との事前調整において」、という形に修正させてもらいたいと思いますが、よろしく願いいたします。

(大橋委員長)

ありがとうございます。

今、都市計画課の方からございましたけども、ページ番号でいくと2ページ目の番号3の今後に向けた留意点の1行目、「JR」の表現を「鉄道事業者」に修正するということです。

3件の事後評価につきまして、最終的に委員会意見としてのコメントを付けるかどうか、付けるとすれば、どのような内容にするかを整理いたします。

委員の皆様から御意見等、ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、3事業、全て県の評価結果については、異論がないとし、特にコメントは付け

ないことといたします。ありがとうございます。

最後のページは、再評価の意見書と同様に今年度の審議経過等を記載しています。何か委員の皆様から御質問、御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

ないようですので、原案どおり事後評価に関する意見書を決定したいと思います。

それでは、再評価の意見書と同様、委員の皆様には、最終形の意見書をお送りして内容を御確認いただいた上で準備が整い次第、私と委員長職務代理者である高瀬委員から知事に意見書を提出したいと思います。

それでは、続きまして、議事（４）「令和５年度事後評価対象事業の選定」に入ります。まずは、選定の考え方等について、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

それでは、事務局から対象事業の考え方について御説明いたします。

ファイルの方になりますけども、平成３０年度完了事業一覧を御覧ください。

こちらは、平成３０年度、来年度は、平成３０年度に終了した事業の中から事後評価の対象事業を選定することとなります。

こちらが、記載されている事業、４２事業になります。このうち、資料の右肩部分に記載しております事後評価を実施する事業を選定する際の選定基準に合致する部分が、濃い黄色の部分となります。

なお、再評価時に附帯意見を付された箇所は、全て対象となりますが、平成３０年度完了事業においては、１事業、こちらは、七里長浜港地域再生基盤強化事業、港湾空港課の事業でございます。

それ以外の選定基準といたしましては、

１つ目として、再評価を実施したもの

２つ目として、事業費や事業期間について、計画と実績の差が大きいもの

３つ目として、その他の理由があるもの。例えば、事業費が大きく、同種事業のモデルとなるような事業などです。

この３つに該当する事業が多いという場合は、各課２事業までとしておりますので、各課が最終的に選定候補としたものは、薄い黄色に着色している事業になります。

この薄い黄色に着色した選定候補を一覧表にまとめましたが、令和５年度選定候補事業一覧の１２事業になります。

箇所ごとに、具体的な事業内容を記載しているのが、その次の公共事業事後評価選定候補調書になります。調書の内容につきましては、担当課から御説明いたします。

以上になります。

（大橋委員長）

ありがとうございます。

それでは、担当課から順番に説明をお願いいたします。

(林政課)

林政課です。

林政課所管の候補地、2箇所について御説明いたします。

公共事業事後評価選定候補調書の2枚目を御覧ください。

右上の整理番号は、R 5 - 2です。

よろしいですか。

事業種別は、治山事業

事業名は、予防治山事業

箇所名は、三戸町の沢田地区です。

事業主体は、青森県です。

管理主体は、青森県です。

事業方法は、交付金です。

財源・負担区分は、国が55%、県が45%です。

事業の背景・必要性は、平成25年9月の豪雨により林地崩壊が発生し、下部の農地、農道に土砂が流出したため、被災斜面を直接整備する山腹工を施工し、地域の安全・安心を確保したものです。

主な事業内容は、山腹工0.12ha

想定した事業効果は、金銭価値化が可能な効果として、評価項目は、災害防止便益で農地等の被害想定額を算出し、便益として評価しています。

事業の実施経過は、事業着手及び工事着手が平成28年度、事業完了は平成30年度で、最終総事業費が3,300万円となっています。

特記事項としては、事業箇所の隣接斜面について表土が流出し拡大崩壊のおそれがあるということから、施工面積が増となり、それに伴い事業費も増額となっています。

続きまして、次のページ、公共事業事後評価選定候補調書の3枚目を御覧ください。

右上の整理番号はR 5 - 3です。

事業種別は、治山事業

事業名は、海岸防災林造成事業

箇所名は、三沢市の淋代地区です。

事業主体は、青森県です。

管理主体は、青森県です。

事業方法は、国庫補助です。

財源・負担区分は、国が50%、県が50%です。

事業の背景・必要性は、東日本大震災による津波により、海岸防災林が流出、枯死する被

害を受けたため、飛砂防備機能の回復を目的に防災林の造成を実施したものです。

主な内容は、枯損木の整理、飛砂等から植栽木を守るための静砂工や地下水位を低下させる丸太水路工の設置、植栽工、植栽したクロマツ林の海岸浸食を防止する防潮護岸工の設置及び既設防潮護岸工の嵩上げなどです。

想定した事業効果は、金銭価値化が可能な効果として、評価項目は、潮害軽減便益で人家、道路等の被害想定額を算出し、便益として評価しています。

事業の実施経過は、事業着手及び工事着手が平成24年度、事業完了が平成30年度です。

公共事業評価の実施時期は、事前評価は平成24年度に実施し、当初計画では、完了予定が平成31年度で総事業費を2億7,600万円としていましたが、最終実績の総事業費は8億2,900万円となっています。

計画変更の実施時期は、記載のとおり、3回、計画変更を行い、事業費及び事業期間を変更しています。

特記事項は、計画変更の内容として、事業着手後、浸水によるクロマツの枯損、赤枯れ被害が拡大し、事業量の増大が見込まれたことから、1回目及び2回目の事業費の変更を行いました。その後、被災状況の再調査をしたところ、枯損割合が軽微であったことや自然復旧等により縮小していたことから、3回目の事業費と事業期間の見直しを行いました。

以上で林政課の説明を終わります。

(農村整備課)

続きまして、農村整備課です。

次のページをお願いいたします。

整理番号はR5-12番です。

事業種別は、農業農村整備事業

事業名は、経営体育成基盤整備事業です。

箇所名等は、五所川原市の阿部堰地区です。

事業主体は青森県、管理主体は五所川原市南部土地改良区で、事業方法は国庫補助事業となっております。

財源負担区分ですが、国が55%、県が27.5%、市が10%、その他7.5%となっております。

次に事業の背景・必要性ですが、本地域では、水田は区画整理済みであるものの、整備後、25年以上経過しておりまして、排水路及び暗きょ排水の老朽化や用水路の不等沈下等が発生し、維持管理に多大な労力を要しております。

農業者の高齢化等とあいまって、今後、耕作放棄水田が出てくると懸念されたことから、本事業で条件整備をすることにより、農業経営の規模拡大を図るとともに、地域農業の中心となる担い手農家等を育成するというものです。

主な事業内容は、農業用排水が5.8km、暗きょ排水が83.1haとなっています。

想定した事業効果ですが、金銭価値化が可能な効果として、まず、作物生産効果。これは、作付面積や単収の増加、水害防止等による作物生産量の増加効果となっております。

次に営農経費節減効果です。

営農体系や経営規模の変化等による営農経費の節減効果となっております。

次に維持管理費節減効果です。

これは、施設の維持管理に要する経費の節減効果となっております。

次に事業の実施経過ですが、事業着手は平成25年、事業完了が平成30年となっております。

当初計画時ですが、平成25年度から平成29年度までの実施で、総事業費11億3,300万円で予定をしておりましたが、最終実績では、工期を1年延伸して、平成30年度まで、総事業費が15億6,900万円となっています。

次に特記事項・計画変更の内容ですが、主なものとしては、排水路の浮力対策のため、張出コンクリートを設置したことにより、事業費が増となっております。

以上となります。

(農村整備課)

同じく農村整備課です。

整理番号R5-15番を御覧ください。

説明の前に整理番号R5-15番の選定候補調書が差し替えになっていることを御報告いたします。

調書右上に赤字で差替と記載されているかと思えます。

訂正箇所につきましては、その該当する項目の時に御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

まず、事業種別ですけれども、農業農村整備事業となっております。

事業名は、中山間地域総合整備事業です。

箇所名等は、十和田市の十和田西部地区となっております。

事業主体は青森県です。

管理方法、管理主体は、十和田市と奥瀬堰土地改良区となっております。

事業方法は、交付金です。この部分について、国庫補助となっていましたので、今回、訂正いたしました。申し訳ございません。

なお、委員の皆様の資料においては、訂正済みでございますけれども、それ以外の方々の資料については、訂正が間に合いませんでしたので、訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

次に財源の負担区分は、国55%、県30%、市町村は9%と15%、それに対応して、その他が6%と0%となっております。

基本的には、市町村15%、その他0%ですが、後ほど説明する主な事業内容の内、農業

用排水施設、つまり水路のことですが、3路線のうち、1路線が管理主体の項目で御説明しました、奥瀬堰土地改良区が所有している水路になっております。

その路線については、奥瀬堰土地改良区も費用負担していますので、市町村、十和田市が9%、その他奥瀬堰土地改良区が6%となっているものです。

事業の背景・必要性です。

平成17年1月に旧十和田市と旧十和田湖町が合併し、新十和田市として誕生。それを受けて平成19年度には、第一次十和田市総合計画「感動・創造推進プラン 十和田」を作成し、「人が輝き、自然が輝き、まちの個性が輝く理想郷」を将来像に見据え、本事業では、市全体で将来にわたり均衡ある発展を図るため、市街化区域に比べ発展が遅れている農村集落地域を快適な農村地域として、集落における農作業や日常生活機能の充実をはじめ、農村の活性化を目指したものであります。

ただ今の説明において、3行目から4行目にかけて、市街化区域とありましたが、訂正前は市街化調整区域となっておりますので、訂正させていただきました。

次に主な事業内容です。

農業用排水施設が3路線で1,394m

農道が3路線で2,938m

農業集落道路が4路線で3,362mとなっております。

想定した事業効果ですが、金銭価値化が可能な効果として、

- (1) 作物生産効果
- (2) 品質向上効果
- (3) 営農経費節減効果
- (4) 維持管理費節減効果
- (5) 営農に係る走行経費節減効果
- (6) 一般交通等経費節減効果
- (7) 生活環境改善効果

になります。

この項目につきましては、(6)と(7)の効果が漏れていましたので、今回、追加したものです。

訂正箇所は以上になります。

次に事業の実施経過ですが、事業着手は平成22年度、用地着手、工事着手共に平成23年度、事業完了は平成30年度となっております。

公共事業評価の実施時期ですが、事前評価時の平成21年度は、事業期間が平成22年度から27年度まで、総事業費は8億3,800万円でした。

事後評価時の令和5年度では、最終実績として、事業期間は平成22年度から30年度、総事業費は12億4,100万となっております。

計画変更については、平成26年度に実施しており、事業期間は、平成22年度から平成

29年度、総事業費は12億1,000万円でした。

特記事項の計画変更の内容ですが、主な理由といたしましては、農道及び農業集落道において、道路線形や勾配を変更したことにより土工量及び用地補償費が増大したため事業費が増額となったものでございます。

以上です。

(漁港漁場整備課)

漁港漁場整備課です。

整理番号R5-21になります。

事業種別は、水産基盤整備事業

事業名は、漁港施設機能強化事業

箇所名は、北金ヶ沢地区、深浦町です。

事業主体、管理主体は、共に青森県です。

事業方法は、国庫補助事業となっています。

財源・負担区分は、国が50%、県40%、町が10%となっています。

次に事業の背景・必要性ですが、本地区は、低気圧等の波浪時に第2北防波堤から越波し、港内静穏度が悪いことから、漁船を強固に係留したり、見回り作業を行うなど、漁業活動に支障をきたしていました。

このため、外郭施設の改良により、漁業活動の安全性及び効率性の向上を図ったものです。

主な事業内容は、外郭施設である第2北防波堤の改良、68.3mです。

想定した事業効果は、水産物生産コストの削減効果で、港内静穏度が向上することで、漁船の強固な係留作業が解消されること、漁船の耐用年数が延長される効果を計上しております。

事業の実施経過ですが、平成28年度に事業着手し、平成30年度に完了しています。

事業評価時は、当初計画時は総事業費4億6,000万円を予定していましたが、最終実績は2億4,100万円となっています。

計画変更は実施していません。

特記事項ですけれども、事業費が4億6,000万円から2億4,000万余りに減額になっています。

これは、当初計画では、第2北防波堤を130m改良する計画でしたが、事業着手後の整備効果や、隣接する北防波堤を他の事業で延伸することにより、第2北防波堤からの越波対策も図られることから、計画延長を68.3mに減じ、総事業費も減額となっています。

以上で説明を終わります。

(漁港漁場整備課)

続きまして、漁港漁場整備課の整理番号R5-23番です。

事業種別は、水産基盤整備事業です。

事業名は、水産環境整備事業

箇所名は、鯨ヶ沢町と深浦町の赤石・風合瀬地区です。

事業主体、管理主体は青森県です。

事業方法は、国庫補助事業です。

財源・負担区分は、国 50%、県 50%です。

次に事業の背景・必要性ですが、本地区を含む本県日本海側は、近年、ハタハタ、ウスメバル及びヤリイカといった主要な水産物の漁獲量が減少傾向にある、この要因としましては、その産卵場、稚魚の育成場所となる藻場、海藻などの群集のことを藻場と言っていますが、この藻場が少ないことが考えられています。

このため、増殖場の整備により、ハタハタ、ウスメバル、ヤリイカ資源の回復を図るとともに、魚礁の整備により、漁獲量の安定増大、漁獲効率の向上を目指したものです。

主な事業内容ですが、増殖場 4.62 ha、魚礁 30,225 空^mです。

増殖場については、下段の事業概要図、この右上に示しております、高さ 10mの鉄で作られたもので、ウスメバルの幼稚魚のほぼ育成機能、ヤリイカの産卵の場所、ウスメバルの稚魚の保護育成のためのホンダワラと呼ばれる海藻ですね。その海藻の藻場の造成機能を有している多種、多機能を持っている礁体というものを設置しています。

また、沿岸に近い場所には、中央の方に示しています、中央の図にあるような高さ 1 m前後のコンクリートで造られたブロックを設置しまして、ウスメバルの稚魚の保護育成場となって、また、ハタハタの産卵場となる藻場を造成しています。

魚礁では、下段の事業概要図の方の右下にあります高さ 20m、高い、鉄で造られた、高さ 20mのものですけども、ウスメバルの幼魚から成魚などが群れて集まってくるための魚礁を設置しています。

想定した事業効果ですが、増殖場や魚礁に群集、集まってくる魚介類、この増加を利益として計上しています。

また、産地から消費地市場までの流通段階において、漁獲物を取り扱う仲買人、運送業者等に生じます利益を計上しています。

事業の実施経過ですが、平成 23 年度に事業に着手して、平成 30 年度に完了しています。

事前評価時に、当初計画では、赤石漁場と風合瀬漁場を整備する計画で総事業費 14 億円を予定していましたが、最終実績では、23 億 1,000 万円となっています。

計画変更の実施時期ですが、平成 24 年度に総事業費を 19 億 9,000 万円に変更しています。

この増減理由ですが、当初は、赤石漁場と風合瀬漁場の 2 地区でしたが、深浦地区の沖合で操業する漁業者と魚礁を設置する位置、整備する位置について協議が整ったということから、この深浦の漁場を追加しています。

以上で説明を終わります。

(道路課)

続きまして、道路課からです。

私、道路課整備推進グループの相馬と申します。よろしくお願いたします。

整理番号R 5 - 2 4になります。

こちら、道路事業、県道改築事業になります。

箇所名は、櫛引上名久井三戸線、南部町の森越Ⅱ期工区となっております。

事業手法につきましては、交付金事業で実施しております、国 65%、県 35%の負担割合となっております。

続きまして、事業の背景でございます。

右下の平面図を御覧ください。

本路線は、南部町を經由して八戸市と三戸町を連絡する道路で、並行する国道 104 号、国道 4 号の代替路としても活用されている幹線道路となっております。

この路線は、幅員狭小区間が点在しておりまして、福田工区、森越Ⅰ工区と整備を進めてきており、当該工区も幅員狭小で両工区に挟まれた工区となっているため、ボトルネックとなるということから、現道の拡幅による整備を行ったものであります。

続きまして、事業内容についてです。

計画延長は、約 1.3 kmとなります。

想定した事業効果についてですが、金銭価値化が可能なものとして、時間短縮、走行費用減少、交通事故減少、冬期間の走行速度の向上、防災機能の強化を見込んでおります。

その他、生活・経済圏の連携強化、交通拠点へのアクセス性強化、救急医療体制の支援なども効果として見込んでおります。

事業の経過でございます。

事業着手は平成 1 5 年、用地取得は平成 2 2 年、工事着手は平成 2 3 年、完了が平成 3 0 年度となっております。

評価の実施時期についてですが、当初計画の段階では、平成 1 5 年から平成 3 0 年まで、事業費が 7 億 5,700 万円となっております。

平成 2 4 年度の再評価時は、期間、事業費とも変更はございませんでした。

最終実績としましては、平成 3 0 年度完了、事業費につきましては、10 億 8,900 万円となっております。

特記事項についてですが、平成 2 4 年度に再評価を実施しており、対応方針は継続で、附帯意見はございませんでした。

続きまして、次のページの整理番号R 5-2 6を御覧ください。

同じく道路事業、県道改築事業となっております。

箇所名では、八戸野辺地線、三沢市の駒沢工区となっております。

事業手法については、こちらも交付金事業で、負担割合、国 65%、県 35%となっております。

ます。

事業の背景・必要性です。右下の平面図を御覧ください。

本路線は、多数の町村を經由して八戸市と野辺地を結ぶ主要な幹線道路となっております。

当該工区は、周辺町村から、この辺の中心都市である三沢市へのアクセス道路としての機能を有するとともに、交通拠点である三沢空港、三沢駅のアクセス道路としても重要な役割を担っております。

しかし、急こう配、急カーブが存在する隘路区間となっているため、安全で円滑な交通確保を目的としたバイパス整備を行ったものです。

事業内容につきましては、計画延長は約 1.4 km となっております。

想定した事業効果についてですが、金銭価値化が可能な効果については、時間短縮、走行費用の減少、事故減少、冬期の走行速度の向上、防災機能の強化を見込んでおります。

その他、地方経済圏の連携強化、交通拠点へのアクセス強化、救急医療体制の支援などといったものを効果として見込んでおります。

事業の実施状況、実施経過です。

事業着手は平成 11 年度、用地着手は平成 17 年度、工事着手は平成 20 年度、完了は平成 30 年度となっております。

評価の実施時期です。

当初計画の段階では、平成 11 年から 24 年までで、事業費 12 億円となっております。

平成 25 年度の再評価時は、完成予定を 28 年度に事業費を 18 億 3,500 万円に変更しております。

平成 28 年度の再評価は、筆界未定により用地取得が不可能な区間があるため、計画延長をこれまで 1.8 km としておりましたが、1.4 km に変更し、完了予定を 29 年度、事業費を 17 億 1,600 万円に変更しております。

最終実績としましては、平成 30 年度完成となっております。

特記事項についてですが、平成 20 年度、25 年度、28 年度に再評価を実施しております。対応方針は継続、附帯意見はございませんでした。

道路課からは以上です。

(河川砂防課)

続きまして、河川砂防課です。

整理番号 R 5 - 28 を御覧ください。

事業種別、砂防事業です。

事業名、通常砂防事業

事業箇所は、鯨ヶ沢町三ヶ沢です。

事業主体、管理主体は青森県です。

事業方法は、交付金事業で、負担割合は、国、県、それぞれ 50%です。

事業の背景・必要性としては、三ヶ沢は、土石流危険溪流であり、流域に崩壊地や河床への不安定土砂の堆積が確認され、豪雨時には、土石流発生により多数の人家や県道への被害が懸念されたことから、これらを補てんすることを目的として、事業を実施したものです。

主な事業内容としては、砂防堰堤 1 基、溪流保全工 97m です。

想定した事業効果は、金銭価値化が可能な効果として、人家等への直接被害抑止効果等の 4 項目です。

事業の実施経過は、事業着手が平成 26 年度、完了年度は平成 30 年度です。

総事業費は、当初計画時が 2 億 8,000 万円、最終実績が 1 億 4,600 万円となっております。

減額の要因としては、詳細な地形測量や流木量調査の結果、砂防堰堤の規模と流木捕捉工の設置を見直し、事業費を縮減したものです。

次のページを御覧ください。

整理番号 R 5 - 38 です。

事業種別、砂防事業

事業名、急傾斜地対策事業

事業箇所は、東通村浜通区域です。

事業主体、管理主体は青森県です。

事業方法は、県単独事業で、負担割合は県 80%、村 20%です。

事業の背景・必要性としては、浜通区域は、保全対象が人家 5 戸、平均がけ高さ 7 m、勾配 30 度以上の急傾斜地で、法面はこれまでも小崩壊を繰り返すなどしており、地域住民や村からの要望が高く、事業を実施したものです。

主な事業の内容としては、施工延長 L = 109.4m、補強土植生法枠工 725 m²、厚層基材吹付工 286 m²です。

想定した事業効果は、人的被害軽減効果や人家等への直接被害軽減効果及び土砂災害に対する安心感向上効果です。

事業の実施経過は、事業着手が平成 27 年度、完了年度は平成 30 年度です。

総事業費は、当初計画時が 5,000 万円、最終実績が 7,300 万円となっております。

増額の要因としては、詳細設計の結果、対策工法を事前評価時の補強土植生法枠工から補強土植生法枠工及び厚層基材吹付工に変更したことと、施工範囲の精査を行った結果によるものです。

以上です。

(港湾空港課)

港湾空港課から、2 件説明させていただきます。

整理番号 R 5 - 40 を御覧ください。

事業種別は、港湾事業

事業名は、八戸港港湾改修統合補助事業です。

箇所は、八戸港八太郎地区です。

事業管理主体は県、事業方法は交付金で、負担区分は国 33.3%、県 50%、市 16.7%となっています。

事業の必要性については、市川船溜は、海岸線の形状や海流の関係から、漂砂が堆積しやすい場所にあるため、波浪などの影響により泊地が埋没し、入港時の潮待ちや船舶の海底接触事故が発生しているため、防砂堤を整備し、維持浚渫費の削減と利用船舶の安全維持を図るものです。

事業内容は、捨石による傾斜堤式の防砂堤 L=100mの整備

想定した事業効果として、港口、泊地の年間堆積量の減少による維持浚渫費用の削減と入出港船舶の安全性の向上や漁業活動の円滑化の効果があると想定しています。

事業の実施経過、公共事業評価の実施時期については、平成24年の事前評価時の事業期間を平成25年度から平成27年度までの3か年で、総事業費は、2億円で計画していましたが、最終実績として、事業期間を平成25年度から平成30年度までの6か年で、総事業費は4億7,500万円となりました。

総事業費が増えた理由としては、事前評価時の予備設計では、既設六脚ブロックを転用する計画としていましたが、他工区との調整により転用は困難となったことから、その制作費など、増えたことが原因となっています。

続きまして、整理番号R5-42を御覧ください。

事業種別は、港湾事業

事業名は、七里長浜港、地域再生基盤強化事業です。

箇所は、七里長浜港鳴沢地区です。

事業管理主体は、県です。

事業方法は、交付金

負担区分は国 40%、県 47.5%、町 12.5%となっています。

事業の必要性については、七里長浜港は、平成9年から岸壁1バースを供用し、石材・石灰石・木材を取り扱っており、白神山地等の観光資源を活用した大型観光クルーズ船の寄港地としても利用されていますが、港内静穏度が十分確保されていないことから、防波堤を延伸するものです。

事業内容は、ケーソン幅 9.5m、高さ 9.9m、長さ 16m、中詰めは砂で異形消波ブロック 60 t 型を設置した、防波堤（南） L=730mの整備

想定した事業効果として、防波堤の整備に伴う陸上費用削減便益、移動コスト削減、時間費用短縮便益、海難回避便益、港内静穏度向上による岸壁等における荷役時の安全性向上の効果があると想定しています。

事業の実施経過、公共事業評価の実施時期については、当初計画時は、事業期間が平成3

年度から平成23年度までの21か年、総事業費は80億円で計画していました。最終実績として、事業期間、平成3年度から平成30年度までの28か年、総事業費は86億7,200万円となりました。

総事業費が増えた理由としては、事業費精査によります。

また、平成18年度の再評価時に附帯意見が付きまして、内容として、「七里長浜港が七里長浜の環境などにどのような影響を与えているのか」を検討するために、学識経験者による検討委員会を組織し、調査を行うことを求められました。

これに対して、平成20年度、22年度に調査を行い、港から北側の約5kmの範囲の汀線では、下の平面図の右側になります。こちらについては、1mから30mの汀線後退がありましたが、平成16年度以降は、並行状態となっていること。南側の約0.7km範囲の汀線では、約40m前進し、平成16年度以降は、並行状態となっていること。及び底質生物調査を行い、その結果、平成20年度と平成22年度では、大きな変化が生まれなかったことについて、平成23年度、再評価時に報告し、附帯意見はついておりません。

御説明は以上となります。

(大橋委員長)

ありがとうございました。

ただ今の説明を踏まえまして、来年度の事後評価対象事業を3件選定したいと思います。

なお、選定にあたりましては、事業や担当課に偏りがなく、全体的なバランスにも配慮したいと考えております。

それでは、先ほどの担当課からの各事業についての御説明がございましたけども、御質問等がありましたらお願いいたします。

なお、施設の利用状況や管理状況、環境への影響等に関しては、対象事業として選定された後に詳細な調査や分析を行うこととなりますので、現段階では、担当課においても質問にお答えできない部分もあるかと思っておりますので、その点、あらかじめ御了承いただければと思います。

それでは、委員の皆様から、何か御意見、御質問等ございませんでしょうか。

南委員、お願いします。

(南委員)

質問させていただきます。

まずは、番号でいきますと、21番、漁港漁場整備課のR5-21についてお尋ねいたします。

北金ヶ沢、深浦町ですけども、2つお尋ねします。

1つが、越波しているから、防波堤を改良するということだと思いますが、具体的に、これは天端を上げるんですか、それとも前にブロックを入れるとか、沖側に石を入れるとか、

どのような改良をされたのかが1点です。

それと、想定した事業の効果で、静穏度が上がりますので、係留が解消されるのは分かりますけども、船の耐用年数が延長されるというのは、静穏度向上とその船の耐用年数はどのような関係があるんでしょうか、という2点、お尋ねします。

(漁港漁場整備課)

漁港漁場整備課です。

2点、御質問がありましたので回答いたします。

1つ目、第2北防波堤の改良の中身ですけども、こちらの方、北防波堤の全面に消波ブロック、皆さんがよく言う「テトラポット」を設置する工事でありました。

それから、2点目、港内静穏度が向上し、漁船の耐用年数が延長するということですが、港内静穏度が向上することで、係留している漁船が揺れるのが小さくなります。揺れるのが小さくなるので、隣の漁船だったり、岸壁だったり漁船がぶつかるということがほぼ無くなります。漁船がぶつかることで穴が開いたりすることが無くなるということで、漁船の耐用年数が向上する、延長するというふうに考えております。

(南委員)

ありがとうございます。

続けてよろしいですか。

次のページ、R5-23ですけども、魚礁とか増殖場、これ、設置が30年に終わりました。その後、実際に金銭的価値であれ、魚介類増加とか、実際に増えたのはどれかっていうのは、漁協さんを通じて管理されているものなんでしょうか。それとも、まだ、作って置いたままだけというのが、どういう条件があるのかというのを教えてください、というのが1点です。

それから、魚礁、この図面という右下の魚礁で、私のイメージは、水深90mのところにはジャングルジムみたいな、高さ20mのものを置きます。そうすると、水深70mのところには網を張って、どのように魚を捕まえるのかという、この2点、お願いします。

(漁港漁場整備課)

1点目は、この整備した後は、漁協に県から契約で管理の委託をしてございます。その中で漁協の方から、その事業の後に魚が実際に集まってきているとか、そういうのを聞き取りするということと。県の方でも、実際にその効果が出ているかというのを、実際に潜水の調査とか、そういう調査をして確認しております。

2点目ですけども、2点目については、実際に魚が集まってきた場所、漁業者がここを漁獲の場所として効率的に使うことになるんですけども、この事業の対象魚である、ウスメバルという魚は、釣り、主に釣りで漁獲されということもありますので、漁船がそこに行って

糸を垂れることによって、効率的に獲るといような考え方でございます。

以上です。

(南委員)

ありがとうございます。

すみません、結構獲れているんだらうなという実態が確認されることを期待しました。

すみません、もう1点いいですか。

R5-40で、八戸港の八太郎地区の防砂堤についてお尋ねいたします。

今回、防砂堤を考えた、設置したということですが、説明の中に維持浚渫の削減という話がありましたが、具体的に、このところの維持浚渫を毎年やっているのか。例えば、2年に1回とか。また、その時の費用、どれくらいかかっているのか。更に、その浚渫した土砂をどこに捨てているのかということをもまず教えていただけますか。

(港湾空港課)

港湾空港課です。

毎年浚渫しているか？についてなんですけど、最近では、毎年浚渫している傾向にございます。

あと、浚渫した土についてなんですけども、こちらについては、市川の土砂処分場がありまして、そちらの周りに空いている土地がございます。そちらの方に一時仮置きして処分するような形をとっております。

(南委員)

浚渫費用は、毎年、どれくらいかかっているんですか。

(港湾空港課)

すみません、ちょっと、今、すぐにお答えすることはできない状況です。

(南委員)

分かりました。

この事業に約5億円かけますので、100m伸ばすことで、多分、その下に砂が溜まるんですけど。どれくらい持つのかというのと、それから、整備費用によって、何年もつのかと比較して、本当に防砂堤を設置するよりも、もしかすると浚渫した方が安いんじゃないかという気がしたもので、是非、金額を確認していただければと思います。

私からは以上です。

(大橋委員長)

ありがとうございました。

その他、委員の皆様から御意見、御質問等ございませんでしょうか。

特にございませんでしょうか。

それでは、この中から3件を選出いたします。

選出する事業につきまして、委員の皆様から何か、これは見た方がいいとか、というようなものがあれば御意見をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

(南委員)

広くということなので、一覧表からしますと、番号の2番、3番、それと28番、38番を除くこととなりますので、それ以外の農村整備課、漁港漁場整備課、道路課、港湾空港課の中から選ぶことになるのかなと思います。

そうしますと、私としましては、先ほど質問させていただきました、R5-23の魚礁と増殖場ですね。このような金額がかかっていますので、それなりの効果が果たして出るかどうか見てみたいというのが意見です。

それから、もう1件は、R5-15ですね。十和田市の排水施設だとか農道、集落、これらの整備がどのように地域に結び付くか見てみたいと思ひまして、この2件は、是非入れていただければなと思っております。

(大橋委員長)

R5-21、23、R-15

(南委員)

R5-23と15

(大橋委員長)

R5-23と15

(南委員)

是非入れていただきたいなど。

(大橋委員長)

その他に皆様から何か御意見等ございますでしょうか。

そもその事後評価の選定の前提として、最優先で選出されているのが、アの再評価時に附帯意見が付された事業であらうと思ひますので、42というのが、他の事業と比べると、最優先のものであるかなと、私の方では考えているところです。

残りの事業につきましては、先ほど南委員の方からの御提案ですと、R 5 - 1 5、農村整備課の事業と、R 5 - 2 3、漁港漁場整備課の、それぞれ1件ずつの事業が提案としては出されていますけども、他の委員の先生方から何か、これは入れたいというのがありましたら御意見をいただければと思いますけども、いかがでしょうか。

(樺委員)

意見とかではないですけど。

前年の4年度に実施された担当課の事業については、外した方がいいと思います。

(大橋委員長)

今年度の評価対象事業は、林政課の治山事業、河川砂防課の河川事業、都市計画課の街路事業の3件でございましたので、その事業担当課以外の担当課の事業から選出したいと考えています。

いかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。

それでは、私から御提案させていただきますけども。先ほど、御提案いただいた事業も踏まえまして、まず、R 5 - 4 2、港湾空港課の七里長浜港地域再生基盤強化事業。そして、R 5 - 1 5、農村整備課の中山間地域総合整備事業。そして、もう1件、R 5 - 2 3、漁港漁場整備課の水産環境整備事業の3件について選出したいと考えておりますけども、委員の皆様方、いかがでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、来年度の事後評価の対象事業としては、番号4 2、1 5、2 3の3件で決定とさせていただきます。

最後に事後評価につきましては、先ほど、事務局から説明がありましたように、令和元年度から調書の記載内容を工夫しておりますけども、この辺について、ここはもう少し詳しく記載してはどうかであったり、あるいは、こういった点を加えてはどうかなど、更なる改善の必要性等について、委員の皆様の御意見をまずいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

特に御意見、ありませんでしょうか。

御意見がないようですので、事後評価に関しましては、来年度も今年度と同様の形で実施するものといたします。

また、今年度も昨年度同様に、ただ今選定された来年度の事後評価対象事業3件の事前整理の場を設けたいと思います。

なお、事前整理を行う、第3回委員会について、事務局どうですか。

(事務局)

委員会の形で開催するか、あるいは書面、昨年度も書面開催で行っておいりましたので、事前に皆さんに資料をお配りして、書面の形で開催するかどうかについて、あらかじめ御相談させていただきたいと思ひます。

(大橋委員長)

開催の形態については、相談ということにさせていただきますけども。事前整理を行う開催日程に関しましては、別途事務局から調整させていただきます。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

それでは、事務局に進行をお返しいたします。

(事務局)

皆さん、お疲れ様でした。

事務局から事務連絡がございます。

本日、開催の配付資料及び議事録につきましては、事務局である企画調整課において縦覧に供するとともに、県のホームページにも公表いたしますので、あらかじめ皆さんの内容を確認していただいた後に公表ということになりますけども、よろしくお願ひいたします。

先ほど、私の方から補足しましたけども、来年度の事後評価対象事業の事前整理につきましては、書面の形で行うか、どういった形で行うか、委員長と相談させていただきまして、皆様に改めて御連絡させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

(司会)

それでは、これもちまして、本日の会議を終了といたします。

皆様、どうも長時間ありがとうございました。